

## 2. 調査研究事業の目的

(本調査研究事業の目的)

- 本調査研究事業は、介護サービス情報の公表制度が適正かつ円滑に運営されるように支援することを目的として実施するものである。

介護サービス情報の公表制度は、既に平成18年4月より施行されていることから、本調査研究に当たっては、当該制度に係る法令の規定等に基づくとともに、介護サービスの実態、公表情報の実態、制度運営の実態、公表情報に関する利用者や事業者からの幅広い意見等を踏まえて実施することとした。

- 国においては、国民の介護サービス情報の公表制度への期待、要請等の社会情勢も踏まえ、未施行のサービスについても、平成21年度を目途に、できる限り早期に公表項目（案）の検討を行うという方針が示されている。また、介護サービス情報（基本情報・調査情報）が常に時宜を得た適切な情報である必要があることに鑑み、施行済みの介護サービス情報についても、恒常的かつ継続的に評価、見直しのための調査研究を行っていくものである。

- なお、本調査研究事業を進めるに当たっては、介護サービス情報の公表制度の実施主体である都道府県とも十分な連携を図るとともに、調査の均質性の確保、介護サービス事業者・利用者等への制度の普及啓発、公表システムの開発など、幅広く、重層的な取組を進めることから、都道府県等との間で十分な推進体制を確保することとした。

以下、平成18年度における検討結果について報告する。